株式会社ホテル四季彩株式の一部譲渡について

平成 17 年 2 月 23 日 株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、下記の対象事業者の株式の一部譲渡を決定しました。

1.対象事業者の氏名又は名称 株式会社ホテル四季彩

2.経緯

対象事業者につきましては、平成 16 年 6 月 4 日に株式会社産業再生機構法 (平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 22 条第 3 項に規定する支 援決定を行いました。同年 7 月 30 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定 を行い、平成 16 年 11 月には会社分割および新会社への増資が実行されました。 その後機構は、対象事業者の事業再生を進めるとともに、合わせて株式譲渡の ためのプロセスを進め、今般譲渡の決定にいたったものです。なお、本決定を 受けて、ただちに譲渡先との間で株式譲渡契約を締結し、本年 3 月までに株式 の譲渡を実行する予定です。

3. 出資額等

機構は、対象事業者に対し、1億8,600万円の現金出資により、議決権割合の97%に当たる普通株式(出資額9,650万円)および優先株式の100%(出資額8,950万円)を取得していました。今般かかる普通株式の58.7%および優先株式の60%を譲渡するものです。譲渡後の機構の持分は、議決権割合の40%に当たる普通株式(当初出資額3,980万円相当)および優先株式の40%(当初出資額3,580万円相当)となります。

4.主務大臣の意見 意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階株式会社産業再生機構 企画調整室

電話番号 03-6212-6437